

鳥取県訓令第4号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線に囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要	公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要
略					略				
10 局長印 第1号及び第2号	略				10 局長印 第1号及び第2号	略			
第3号	<u>鳥取県 会計 局長印</u>	22ミリメートル平方	会計局長		第3号	<u>鳥取県 出納 局長印</u>	22ミリメートル平方	出納局長	
第4号	<u>鳥取県 会計 局長印</u>	22ミリメートル平方	会計局長	縦書きの文書用	第4号	<u>鳥取県 出納 局長印</u>	22ミリメートル平方	出納局長	縦書きの文書用
第5号	<u>鳥取県 庶務集中 局長印</u>	22ミリメートル平方	庶務集中局長						
第6号	<u>鳥取県 庶務集中 局長印</u>	22ミリメートル平方	庶務集中局長	縦書きの文書用					
第7号	<u>鳥取県 何部何 局(所)長印</u>	22ミリメートル平方	政策法務室 長 農林総合 研究所長		第5号	<u>鳥取県 何部何 局(所)長印</u>	22ミリメートル平方	政策法務室 長 農林総合 研究所長	
略					略				

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。